

## 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)の5年後見直しについて(とりまとめ)

令和4年12月  
農林水産省  
経済産業省  
国土交通省

### 1. 見直しの方向性（全般）について

違法伐採の根絶は世界の潮流であり、来年のG7サミットに向け、違法伐採問題に厳正に対処し、合法伐採木材等のみが流通する世界にしていく。

一方、我が国の木材自給率が50%に満たず、また、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材等が全体の40%といった状況を踏まえ、木材等の安定供給に支障をきたすことのないようにする必要があるため、ロードマップを策定し、国産材の供給拡大等の取組を進めつつ、違法伐採対策の強化に取り組む。

このため、川上・水際の木材関連事業者が合法性確認等（デュー・デリジェンス）に確実に取り組むよう義務付けるとともに、違法伐採木材は取り扱わないことを明確にすること等とし、関係省庁と連携して必要な法律改正案を次期通常国会に提出する。

改正法は一定の周知期間を設けた上で施行し、施行後3年を目途に、木材関連事業者による合法性確認等の実施状況及び合法伐採木材等の流通等の状況を踏まえ、検証する。

### 2. 木材関連事業者の合法性確認について

(1) 違法伐採対策を講ずるに当たっては、国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、国産材及び輸入材のいずれについても、第一種木材関連事業者による合法性確認、情報提供及び記録保存を義務付ける。また、違法伐採木材は取り扱わないことを明確化する。

これに併せて、現行の第一種木材関連事業者の登録制度は廃止する。

(2) 第一種木材関連事業者が合法性確認を円滑に行えるよう、国内の素材生産事業者等に対し、第一種木材関連事業者からの求めに応じて、伐採届等の情報提供を行うことを義務付ける。

- (3) 合法性確認等の義務違反に対しては、直罰ではなく勧告なども含めた仕組みとする。
- (4) 第二種木材関連事業者については、現行通り、合法性確認等の義務付けは行わず、合法性確認等を確実にを行う者の登録制度を維持する。
- (5) 合法性確認等の取組が消費者まで伝わるよう、「小売事業者」を第二種木材関連事業者に追加する。
- (6) 対象となる木材等の範囲や合法性確認等の方法等、クリーンウッド法とグリーン購入法の間で異なる内容について整理する。
- (7) 木材関連事業者に対し、令和4年9月に策定された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に基づく取組を促進すべく、周知・啓発活動を推進していく。  
クリーンウッド法においても、人権尊重を基本方針に位置付ける等により、ガイドラインに基づく取組を推進する。

### 3. 合法伐採木材の安定供給について

- (1) 森林・林業基本計画に基づき、林業の担い手の育成・確保、施業集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入、川上と川中の安定供給協定の締結、木材加工流通施設の整備等の施策を推進することにより、国産材の供給増加に取り組む。
- (2) 国内の素材生産事業者等に対し、第一種木材関連事業者からの求めに応じて、伐採届等の情報提供を行うことを義務付ける。
- (3) 国産材の供給増加まで一定程度時間を要することを考慮すれば、輸入材等について輸入事業者が合法性確認を円滑に行えるよう、諸外国の政府機関等に対する合法伐採に係る許可証の発行の働きかけ、合法性確認に活用可能な各国の書類等の調査等を実施する。

### 4. 事業者の負担軽減について

- (1) 合法性確認等について、木材関連事業者が分かりやすく取り組めるよう、事業者向けの研修の実施、フローチャートやチェックリストの作成、電子的に手続が行えるシステムの構築、相談窓口の強化等を行う。
- (2) クリーンウッド法の合法性確認等に当たっては、グリーン購入法の林野庁ガイドラインの取組を活用できることとするとともに、両方の仕組みの間で異なる内容について整理する。

- (3) 政府は、これまで以上に伐採国の違法伐採リスクなどについての情報収集に努め、分かりやすく木材関連事業者等に提供する。

## 5. 消費者等の理解の醸成及び事業者のメリットについて

- (1) 国民に対し、セミナーや展示会、SNS等の多様な媒体を通じたクリーンウッド法及び登録事業者の役割等に関する情報発信に取り組む。
- (2) 第二種木材関連事業者に「小売事業者」を追加し、消費者に対して、登録事業者であることのPRや合法性確認に係る情報提供が行えるよう措置する。
- (3) 予算事業での加点、優良事業者の公表やマーク付けなど、制度に取り組む木材関連事業者へのメリット措置を講ずる。

## 6. 政府による実施状況の把握について

一定規模以上の第一種木材関連事業者から合法性確認等の実施状況について定期的に報告を聴取すること、合法伐採木材の流通等に係る調査の実施、地方公共団体への協力要請などにより、政府として監督していく体制を整備する。

# クリーンウッド法の見直し等に関するロードマップ（案）

	R4年度	R5年度	R6年度(P)	R7年度(P)	R9年度(P)
<b>法令の見直し</b> 第一種 木材関連事業者 (合法性確認等は任意(確実にを行う事業者は登録)) 第二種 木材関連事業者 (合法性確認等は任意(確実にを行う事業者は登録)) 素材生産事業者等 (制度の対象外)	改正法案提出	公布	施行1	施行2 ・合法性確認等(デュエリジェンス)を義務化(登録制度は廃止) ・違法伐採木材を取り扱わないことを明確化	...
	「人権尊重のためのガイドライン」の普及・指導等			小売事業者を追加 第一種事業者の求めに応じて伐採届等の情報提供を義務化 クリーンウッド法(基本方針等)への位置づけ、木材関連事業者による「人権尊重のためのガイドライン」の実践	3年後検証 (合法性確認等の実施状況・合法伐採木材等の流通等の状況を踏まえて検証)
<b>運用の改善・強化</b> 人権遵守の推進 合法性確認等の手法の明確化 消費者等に対する普及	プロチャート等作成	プロチャート等(業界別)作成	木材関連事業者に対する制度の周知、研修等の実施		
	セミナーや展示会、SNS等の多様な媒体を通じたクリーンウッド法及び登録事業者の役割等に関する情報発信				
<b>供給拡大</b> 国産材 輸入材等	(R3)【3,400万m <sup>3</sup> 】	(R7)【4,000万m <sup>3</sup> 】	国産材の供給拡大(担い手の育成・確保、高性能林業機械の導入、路網整備、加工施設の整備等の推進)		
	(R元)【3,100万m <sup>3</sup> 】		諸外国に対する合法伐採に係る許可証の発行等の働きかけ	生産国における違法伐採木材等からの転換支援(ITTOへの拠出)	
備考		G7サミット G7農業大臣会合			